

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金（短期入院協力事業）のポイント

【1. 補助対象事業の実施期間】

令和6年度の補助事業は令和6年4月1日以降の実施事業が対象です。

【2. 補助上限額・補助率】

入院施設支援費の上限については、本補助金制度における予算額を踏まえつつ、直近1年間（令和4年度下期～令和5年度上期）の短期入院患者の受入実績の状況を勘案して、協力病院ごとに異なる上限を設定しています。（貴院の補助上限額は、同封の通知文書を参照。）

また、入院施設支援費については補助率を採用しております。入院施設支援費については在宅重度後遺障害者の使用状況に応じて、定額、3/4、1/2、1/4の4段階となります。使用状況の見込みの算出に当たりましては、過大な見込みとならないようご留意いただきますようお願いいたします。

【3. 申請方法について】

今年度より、本事業のポータルサイトからアカウント登録が必要となります。詳細につきましては、別途後日ポータルサイトを共有させていただきますので、掲出されているアカウント登録に関する手引きをご参照下さい。

例年、申請期限間際に医療器具等の導入が集中する傾向がございます。

その結果、期限内に医療器具等を納入することができず、補助対象とすることができない事例も見受けられますので、各協力病院におかれましては、受入実績を踏まえつつ、計画的な事前の相談と補助事業の実施をお願いします。

【4. 補助金の返還等が生じた場合の取り扱いについて】

過去3カ年度以内に補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については、被害者保護増進等事業費補助金のうち、自動車事故被害者支援体制等整備事業への申請を原則制限することとしておりますのでご留意ください。（実施細目第2条）

【5. お願い】

（1）短期入院協力事業実施要領及び実施手順書の整備

各地域における協力病院とナスバの連携を強化することを目的とし、短期入院協力事業実施要領（モデル案）及び実施手順書（モデル案）を作成しております。モデル案を踏まえ、各協力病院で実施要領及び実施手順書を整備いただき、事業の円滑な実施を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、昨年度新規指定をお受けになりました協力病院につきましては、指定通知受領後速やかにご提出をお願いいたします。

(2) ナスバへの「短期入院連絡票」の提出

令和6年度の受入実績の報告についても、引き続き実施手順書の別添様式「短期入院連絡票」を各病院所在地を管轄するナスバ支所へ提出いただくこととなります。短期入院を受け入れるごとに、忘れずにナスバへ「短期入院連絡票」のご提出をお願いします。

令和7年度以降の補助金においても、各協力病院からナスバへ提出された「短期入院連絡票」による受入実績に基づき、本補助制度における予算額を踏まえ、協力病院ごとに入院施設支援費の上限を設定する予定です。